

## 天塩町空き家情報バンク運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、天塩町内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的とした空き家情報バンク（以下「天塩町空き家情報バンク」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「空き家」 町内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2)「空き地」 町内に所在する住宅の建築に適した区域内に存する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）をいう。
- (3)「所有者等」 空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4)「天塩町空き家バンク」 空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から登録の申し込みを受けた情報を、インターネットを利用して、移住・定住等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に提供する制度をいう。

### (管理者)

第3条 天塩町空き家情報バンクの管理は、天塩町（以下「バンク管理者」という。）が行う。

2 バンク管理者は、天塩町空き家情報バンクの管理運営業務を委託することができる。

### (適用上の注意)

第4条 この要綱は、天塩町空き家情報バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 バンク管理者は、空き家等の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について直接関与しない。

### (登録申請等)

第5条 天塩町空き家情報バンクの登録を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、天塩町空き家情報バンクの登録申請書（様式第1号）及び天塩町空き家情報バンク登録票（様式第2号）に必要事項を記載の上、バンク管理者に提出しなければならない。

2 バンク管理者は、前項の規定による登録申請があったときは、申請内容等について確認後、天塩町空き家情報バンク管理台帳に登録する。

3 バンク管理者は、登録申請内容に不整合がないと認めた場合は、天塩町空き家情報バンクに登録するものとし北海道空き家情報バンクに対し、当該情報を提供するものとする。

4 バンク管理者は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

### (空き家等の登録条件等)

第6条 バンク管理者は、登録対象の空き家等が登記されていることを条件に登録するものとする。

### (情報の公開等)

第7条 バンク管理者は、登録した空き家等に係る情報を速やかに天塩町のホームページ上で公開するものとする。

2 バンク管理者は、登録した空き家等に係る情報について速やかに北海道空き家情報バンクにその情報を提供するものとする。

(登録情報の変更申請)

第8条 第5条第4項の規定による登録の通知を受けた申請者は、登録した空き家等の情報に変更があるときは、速やかに変更内容を天塩町空き家情報バンク変更登録申請書(様式第3号)により、バンク管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により、登録した空き家等の情報を変更したときは、バンク管理者は申請者に通知するとともに、北海道空き家情報バンクにその情報を提供するものとする。

(登録情報の抹消等)

第9条 バンク管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、登録した空き家等の情報を抹消することができる。

- (1) 登録した空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申請者が登録の抹消を希望したとき。
- (3) 登録した空き家等の売買、又は賃貸の契約が成立したとき。
- (4) バンク管理者が登録した空き家等の情報の内容に錯誤があると認めたとき。
- (5) その他バンク管理者が登録を不適切と認めたとき。

2 前項第1号、第2号、第3号のいずれかに該当する場合、申請者は天塩町空き家情報バンク登録抹消申請書(様式第4号)をバンク管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定により、登録した空き家等の情報を抹消したときは、バンク管理者は申請者に通知するとともに、北海道空き家情報バンクに提供の情報の場合はその旨を通知するものとする。

(利用希望者の要件)

第10条 天塩町空き家情報バンクにより空き家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 購入または賃借する空き家に居住または定期的に滞在し、定住や商業活動その他地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 購入または賃借する空き地に住宅等を建築し、定住や商業活動その他地域の活性化に寄与しようとする者
- (3) 購入または賃借する空き家等の転売及び転貸を目的としない者

(利用希望者の申込み)

第11条 利用希望者は、ホームページに表示される物件ごとの問い合わせ窓口で直接連絡するものとする。

(利用希望者の要件確認)

第12条 前条において、連絡を受けた者は、利用希望者が第10条の要件を満たしているか確認するものとし、要件を満たすと判断できない場合は情報提供を行わないものとする。

(運用の地域)

第13条 天塩町空き家情報バンクの運用地域は、天塩町内全域とする。

(個人情報の保護)

第14条 バンク管理者は、天塩町空き家情報バンクに登録された個人情報の取扱いについて、天塩町個人情報保護条例(平成14年条例第2号)の趣旨に基づき、適切に管理するとともに、情報利用者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しない。

(暴力団員等の排除)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、天塩町空き家情報バンクへの空き家等情報の登録及び利用を行うことができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者
- (雑則)

第16条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。